

神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画  
に定める施策に関する評価書

神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課

## 計画に定めた取り組むべき重点方策への取り組み、実績と課題、評価

### (1) 相談及び支援体制の確保

県では、ホームレスが野宿生活からの脱却を図るためには、相談及び支援体制を確保する必要があることから、市町職員等とホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な援護につなげられるよう、巡回相談を実施するとともに、国の補助事業を活用し、ホームレスが比較的多い市に、巡回相談事業の取り組みが推進できるよう支援を行っている。

さらに、多重債務など法律問題のほか、生活上の問題など多様なニーズに総合的に対応できる相談事業をホームレス支援に先駆性と専門性を有する民間支援団体に委託し実施している。

<p>市町村と連携した巡回相談事業の実施</p> <p>ホームレスが多い地域においては、身近な自治体である市町村で実施するよう働きかけるとともに、県はホームレスが比較的小さい地域において巡回相談を実施し、巡回相談事業をホームレスが確認された全域で実施できるよう努めている。</p>		
<p>取 組 み 実 績</p>	<p>平成21年度</p>	<p>11市3町で実施、実人数114人、延人数146人。 自立・援護の件数32件（緊急援護（入院等）5件、生活保護受給24件、年金受給支援3件）</p>
	<p>平成22年度</p>	<p>11市3町で実施、実人数89人、延人数127人。 自立・援護の件数17件（生活保護受給15件、年金受給支援1件、その他1件）</p>
	<p>平成23年度</p>	<p>11市3町で実施、実人数94人、延人数133人。 自立・援護の件数17件（緊急援護（入院等）3件、生活保護受給10件、年金受給支援3件、その他1件）</p>
	<p>平成24年度</p>	<p>13市3町で実施、実人数65人、延人数107人。 自立・援護の件数12件（緊急援護（入院等）2件、生活保護受給9件、年金受給支援1件）</p>
<p>課題 評価</p>	<p>地域の複数市町にかかる広域的な事業あることと、当事者とへの継続的な見守りが必要であることから、今後も引き続き事業を継続していく必要がある。</p>	

市町村が実施する相談事業への支援

ホームレスが比較的多い市町村については、国の補助事業の活用などにより、巡回相談事業、自立支援事業への取組みを推進できるよう支援を行っている。

取り 組み 実績	平成21年度	ホームレス相談事業への補助 厚木市 1,190千円、平塚市 720千円
	平成22年度	ホームレス総合相談推進、自立支援事業への補助 横浜市 300,682千円、川崎市 456,733千円、横須賀市 240千円、 厚木市 1,190千円、平塚市 690千円
	平成23年度	ホームレス総合相談推進、自立支援事業への補助 横浜市 279,550千円、川崎市 377,996千円、横須賀市 240千円、 厚木市 1,190千円、平塚市 735千円
	平成24年度	ホームレス総合相談推進、自立支援事業への補助 横浜市 299,880千円、川崎市 372,505千円、横須賀市 240千円、 厚木市 690千円、平塚市 720千円
課題 評価	<p>国からの交付金を原資に、県が基金を設置し、政令中核市を含む事業実施市に対し助成を行っているものであるが、今後も引き続き事業規模を維持していくため、国に対し、財源措置の継続を要望していく必要がある。</p>	

総合相談事業の実施

多重債務など法律問題のほか、生活上の問題など多様なニーズに総合的に対応できる相談事業を民間団体に委託して実施し、ホームレスや元ホームレスなどが抱える課題解決に向けた支援を行っている。

取り 組み 実績	平成21年度	委託先：NPO法人湘南ライフサポート・きずな 実施場所：茅ヶ崎、小田原、平塚、相模原、藤沢 相談内容：借金、生活保護、家事、健康、その他
	平成22年度	委託先：NPO法人湘南ライフサポート・きずな 実施場所：茅ヶ崎、小田原、平塚、大和、藤沢 相談内容：借金、生活保護、家事、健康、その他
	平成23年度	委託先：NPO法人湘南ライフサポート・きずな 実施場所：茅ヶ崎、小田原、平塚、大和、藤沢 相談内容：借金、生活保護、家事、健康、その他
	平成24年度	委託先：NPO法人湘南ライフサポート・きずな 実施場所：茅ヶ崎、小田原、平塚、大和、藤沢 相談内容：借金、生活保護、家事、健康、その他
課題 評価	ホームレスの自立の阻害要因となっている多重債務等の法律的な問題から生活面、健康面等の多岐にわたる問題に対し、ホームレス支援に深い知見と信頼を寄せられている民間団体が、事業を実施することで、事業の実効性が確保され効果が期待できることから、今後も引き続き事業を継続していく必要がある。	

## ( 2 ) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中には、長期の野宿生活のため、健康状態が悪化している場合や病気等により急迫した状態にある人に対しては医療機関への入院等の適切な対応を図るとともに、生活保護を必要とする人に対しては、生活保護制度の目的に則り、適切な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長できるよう、福祉事務所等と連携した支援に取り組んでいる。

<p><b>緊急に行うべき援助の実施</b></p> <p>巡回相談を通じて緊急的な援助を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には関係機関と連携して適切な対応を行う。</p> <p><b>生活保護法による保護の実施</b></p> <p>ホームレスに対する生活保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、状況に即して保護を適用できるよう、福祉事務所と連携を図るなどホームレス一人ひとりの状況を踏まえた自立の支援を行う。</p>	
<p>取り 組み 実績 【再掲】</p>	<p>平成21年度</p> <p>巡回相談における自立・援護の件数32件 (緊急援護(入院等)5件、生活保護受給24件、年金受給支援3件)</p>
	<p>平成22年度</p> <p>巡回相談における自立・援護の件数17件 (生活保護受給15件、年金受給支援2件、その他1件)</p>
	<p>平成23年度</p> <p>巡回相談における自立・援護例17件 (緊急援護(入院等)3件、生活保護受給10件、年金受給支援3件、その他1件)</p>
	<p>平成24年度</p> <p>巡回相談における自立・援護12件 (緊急援護(入院等)2件、生活保護受給9件、年金受給支援1件)</p>
<p>課題 評価</p>	<p>緊急的な援助を必要とするホームレスの早期発見と福祉事務所と連携を図った生活保護法による保護の実施については、今後も、必要な事業であることから、引き続き事業を継続していく必要がある。</p>

### (3) 就業機会の確保

ホームレスの就業による自立を図るためには、就業ニーズや能力に応じて、就業機会の確保（求人開拓）に努めるとともに、就業意欲のあるホームレスを対象として就業支援相談の推進を図る必要がある。そこで、神奈川県ホームレス就業支援協議会やハローワークとの連携・協力を通して、また、寿労働センター無料職業紹介所の日雇労働者等技能講習事業の活用によりホームレス雇用の促進を図っている。

また、無料低額宿泊所等における稼働能力がある入居者については、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、県居宅移行支援員が施設を訪問指導するとともに、民間団体と連携した就労支援に取り組んでいる。

<p><b>事業主等の理解の促進と雇用の協力要請</b></p> <p>神奈川県ホームレス就業支援協議会と連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けた業界への協力をお願いしている。</p> <p><b>無料低額宿泊所における就労（居宅移行）支援</b></p> <p>無料低額宿泊所において、県が先駆的に実施してきている元ホームレスに対する就労促進事業（居宅移行支援事業）については、福祉事務所及びハローワーク等と連携しながら、県支援員が施設を訪問指導し、就労（居宅移行）支援を行っている。</p> <p>また、無料低額宿泊所における就労自立支援機能の付加のため、民間団体に居宅移行支援業務を委託し平成23年度より機能強化を図っている。</p>		
<p>取り 組み 実績</p>	<p>平成21年度</p>	<p>日雇労働者等技能講習事業の福祉事務所への周知協力 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：6箇所 実施人数：106人、延べ回数：451回、就労者数：22人</p>
	<p>平成22年度</p>	<p>日雇労働者等技能講習事業の福祉事務所への周知協力 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：7箇所 実施人数：80人、延べ回数：233回、就労者数：15人</p>
	<p>平成23年度</p>	<p>日雇労働者等技能講習事業の福祉事務所への周知協力 居宅生活移行支援事業と名称変更し充実強化 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：5箇所 実施人数：71人、延べ回数：301回、居宅移行者：23人 この他、NPO法人湘南ライフサポート・きずなに委託して事業を実施</p>
	<p>平成24年度</p>	<p>日雇労働者等技能講習事業の福祉事務所への周知協力 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：5箇所 実施人数：71人、延べ回数：301回、居宅移行者：23人 この他、NPO法人湘南ライフサポート・きずなに委託して事業を実施</p>
<p>課題 評価</p>	<p>神奈川県ホームレス就業支援協議会との連携により、事業主等の理解及び雇用の促進に取り組むとともに、無料低額宿泊所における就労自立支援機能の付加についても、民間団体と連携を図り、平成23年度より事業を開始し効果をあげている。本事業については、今後とも引き続き実施していく必要がある。</p>	

( 4 ) 安定した居住場所の確保

安定した居住場所の確保については、神奈川県 民間賃貸住宅情報の活用を推進するとともに、緊急的な対応が必要な場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、一時的な居所として、無料低額宿泊所を活用するなど安定した居住場所の確保に努めている。

<p>県営住宅への入居の支援</p> <p>県営住宅の活用方策や入居の条件などの検討。</p> <p>民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発</p> <p>民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知し、ホームレスの入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図る。</p> <p>高齢者円滑入居賃貸住宅制度（平成23年10月に制度廃止）や、あんしん賃貸支援事業による民間賃貸住宅情報の活用</p> <p>高齢者円滑入居賃貸住宅制度（平成23年10月に制度廃止）、あんしん賃貸支援事業による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進。</p> <p>一時的な居所としての無料低額宿泊所の活用</p> <p>緊急的な対応を要する場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合は、一時的な居所、中間施設として無料低額宿泊所を活用している。また、無料低額宿泊所の活用に当たっては、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、居宅生活への円滑な移行や、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援を行っている。</p>		
<p>取り 組み 実績 【再掲】</p>	<p>平成21年度</p>	<p>無料低額宿泊所：39箇所、定員：847人 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：6箇所 実施人数：106人、延べ回数：451回、就労者数：22人</p>
	<p>平成22年度</p>	<p>無料低額宿泊所：40箇所、定員：869人 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：7箇所 実施人数：80人、延べ回数：233回、就労者数：15人</p>
	<p>平成23年度</p>	<p>無料低額宿泊所：48箇所、定員：1,011人 居宅生活移行支援事業と名称変更し充実強化 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：5箇所 実施人数：71人、延べ回数：301回、居宅移行者：23人 この他、NPO法人湘南ライフサポート・きずなに委託して事業を実施</p>
	<p>平成24年度</p>	<p>無料低額宿泊所：51箇所、定員：1,075人 就労促進事業を実施した無料低額宿泊所：5箇所 実施人数：71人、延べ回数：301回、居宅移行者：23人 この他、NPO法人湘南ライフサポート・きずなに委託して事業を実施</p>
<p>課題 評価</p>	<p>県営住宅への優先入居やあんしん賃貸支援事業の住宅情報等の活用については引き続き、関係団体との連携強化等を図っていく必要がある。</p> <p>無料低額宿泊所の活用については、平成21年度より社会福祉法に基づく指導監査を実施し、ガイドラインの遵守について指導を行い入所者の適正な処遇を図っている。しかし、無料低額宿泊所は、一時的な居所、中間施設と位置づけているものの、入所期間が長期化しており課題となっている。そのため、入所者への居宅移行への促進について、福祉事務所や民間団体等と更なる連携を図りながら充実強化していく必要がある。</p>	

( 5 ) 保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の野宿生活により身体の不調を訴えている人も多いことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につながるよう努める。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援を行う。

<p>健康相談、保健指導等の実施</p> <p>保健所や市町村保健センターにおける健康相談、保健指導により、治療の必要があるホームレスについては、適切な医療が受けられるよう福祉事務所等と連携して医療機関への受診につなげている。</p> <p>傷病時の相談窓口の情報提供</p> <p>巡回相談等を通して、病気や怪我の場合に速やかに医療機関に受診できるよう相談窓口等についてホームレスに情報提供を行う。</p>	
<p>取り 組み 実績 【再掲】</p>	<p>平成21年度</p> <p>巡回相談における自立・援護の件数32件 (緊急援護(入院等)5件、生活保護受給24件、年金受給支援3件)</p>
	<p>平成22年度</p> <p>巡回相談における自立・援護の件数17件 (生活保護受給15件、年金受給支援2件、その他1件)</p>
	<p>平成23年度</p> <p>巡回相談における自立・援護例17件 (緊急援護(入院等)3件、生活保護受給10件、年金受給支援3件、その他1件)</p>
	<p>平成24年度</p> <p>巡回相談における自立・援護12件 (緊急援護(入院等)2件、生活保護受給9件、年金受給支援1件)</p>
<p>課題 評価</p>	<p>生活環境及び長期の野宿生活により身体の不調を訴えている人も多いことを踏まえると、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努める必要があることから、今後も引き続き実施していく必要がある。</p>

(6) 自立支援を図る場の確保

ホームレスの自立支援を図る場として、現在、横浜市・川崎市の両政令市に自立支援センターが設置されているが、他の市町村が自立支援センターを整備する場合には、県として積極的に協力・支援するとともに、自立支援センターの機能を担える方策を検討し、事業の推進を図る。

<p>市町村の自立支援センター設置の支援</p> <p>市町村が、ホームレスの実態に応じた配置・規模等を考慮し、単独又は共同で自立支援センターを整備する場合には、センターのあり方やその整備方法などの検討にあたり、積極的に協力・支援するとともに、整備に対し、国の制度を踏まえた財政的な支援を行う。</p>		
<p>取り 組み 実績</p>	<p>平成22年度</p>	<p>ホームレス自立支援事業への補助 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ 216,128千円 川崎市就労自立支援センター } 富士見生活づくり支援ホーム } 407,097千円</p>
	<p>平成23年度</p>	<p>ホームレス自立支援事業への補助 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ 233,677千円 川崎市就労自立支援センター } 富士見生活づくり支援ホーム } 332,181千円</p>
	<p>平成24年度</p>	<p>ホームレス自立支援事業への補助 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ 251,226千円 川崎市就労自立支援センター } 富士見生活づくり支援ホーム } 330,792千円</p>
<p>課題 評価</p>	<p>本事業については、自立支援センターを設置運営する、横浜市、川崎市に対し、国からの交付金を財源とし、補助を行っているものであるが、今後も引き続き事業規模を維持していくため、国に対し、財源措置の継続を要望していく必要がある。</p>	

### 自立支援センターの機能を担える方策の検討

民間団体など既存の社会資源を活用し、例えば社会福祉士や臨床心理士等の専門職の配置等により自立支援機能を付加することなど、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を一体的に行うなどの自立支援センターの機能を担える方策を検討し、設置を行った。

取り組み実績	平成23年度	シェルターの提供・生活指導・相談窓口の設置といった一体的な支援を民間団体に委託して実施 湘南地区：NPO法人湘南ライフサポート・きずな 県央地区：社団法人神奈川県社会福祉士
	平成24年度	シェルターの提供・生活指導・相談窓口の設置といった一体的な支援を民間団体に委託して実施 湘南地区：NPO法人湘南ライフサポート・きずな 県央地区：社団法人神奈川県社会福祉士
課題評価	自立支援センターの機能を担える方策については、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を一体的に行う支援事業を湘南地区と県央地区の2箇所でもホームレス支援に実績のある民間団体に委託して、事業を実施することで、事業の実効性が確保され効果が期待できることから、今後も引き続き事業を継続する必要がある。	

(7) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、就労などの各種制度の施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取り組みを進める。

<p>就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知</p> <p>就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や各種の生活資金貸付、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図る。</p> <p>また、県が実施している就職相談、労働相談、生活相談などの窓口について相互の業務内容について情報共有を行う。</p>	
<p>取り組み実績</p>	<p>平成21年度</p> <p>県・市町村連絡会議の開催による各市の支援事業の情報提供及び交換の実施、ホームレス就業支援協議会が実施する就業機会確保支援事業など福祉事務所等への情報提供</p>
	<p>平成22年度</p> <p>県・市町村連絡会議の開催による各市の支援事業の情報提供及び交換の実施、ホームレス就業支援協議会が実施する就業機会確保支援事業などの福祉事務所等への情報提供、居住支援協議会が実施するあんしん賃貸支援事業の情報提供</p>
	<p>平成23年度</p> <p>県・市町村連絡会議の開催による各市の支援事業の情報提供及び交換の実施、ホームレス就業支援協議会が実施する就業機会確保支援事業などの福祉事務所等への情報提供、居住支援協議会が実施するあんしん賃貸支援事業の情報提供</p>
	<p>平成24年度</p> <p>県・市町村連絡会議の開催による各市の支援事業の情報提供及び交換の実施、ホームレス就業支援協議会が実施する就業機会確保支援事業などの福祉事務所等への情報提供、居住支援協議会が実施するあんしん賃貸支援事業の情報提供</p>
<p>課題評価</p>	<p>今後も、各種の支援施策の情報の周知を図るとともに、相互の業務内容について情報を共有していく必要がある。</p>

( 8 ) ホームレスの人権擁護

法施行後もホームレスへの偏見や差別意識から暴力事件等が発生している。

このため、野宿生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていく。

<p>ホームレスに対する偏見や差別意識の解消（普及啓発）</p> <p>ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の普及高揚を図ります。</p> <p>学校教育や社会教育における人権教育の推進</p> <p>学校教育においては、幼児・児童・生徒がホームレスの人権問題について正しい理解を深めるよう、人権に配慮した教育指導等に努めるとともに、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。</p> <p>社会教育においては、地域の実情や学習者のニーズに応じて、ホームレスに対する人権尊重の意識を高めることのできる学習機会等の充実に努めます。</p>	
<p>取 組 み 実 績</p>	<p>平成21年度</p> <p>「かながわ人権施策推進指針」に基づく、啓発冊子の発行や各種啓発事業の実施</p>
	<p>平成22年度</p> <p>「かながわ人権施策推進指針」に基づく、啓発冊子の発行や各種啓発事業の実施</p>
	<p>平成23年度</p> <p>「かながわ人権施策推進指針」に基づく、啓発冊子の発行や各種啓発事業の実施</p>
	<p>平成24年度</p> <p>「かながわ人権施策推進指針」に基づく、啓発冊子の発行や各種啓発事業の実施</p>
<p>課題 評価</p>	<p>今後も、ホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていく必要があることから、継続した取組みを実施していく必要がある。</p>